

一般社団法人千葉県社会福祉士会定款

＜制定＞平成24年10月28日
＜最新改正＞平成27年3月7日

第1章 総 則

(名 称)

第1条 この法人は、一般社団法人千葉県社会福祉士会（以下「本会」という。）という。

(事務所)

第2条 本会は、主たる事務所を千葉県千葉市に置く。

(目 的)

第3条 本会は、社会福祉の援助を必要とする方への生活と権利を擁護し、社会福祉に関する知識及び技術の普及・啓発を行うとともに、社会福祉事業に携わる専門職員に対する倫理の確保、技能の研鑽を行うことにより、地域福祉サービスの推進と発展を図り、もって千葉県における社会福祉の増進に寄与することを目的とする。

(事 業)

第4条 本会は、前条の目的を達成するために、次に掲げる事業を行う。

- (1) 社会福祉の援助を必要とする方への生活と権利の擁護に関すること。
- (2) 社会福祉に関する知識及び技術の普及・啓発に関すること。
- (3) 社会福祉士の職務に関する知識及び技能の向上に関すること。
- (4) 社会福祉及び社会福祉士に関する調査研究に関すること。
- (5) 社会福祉士の倫理及び資質向上に関すること。
- (6) 社会福祉士等資格取得の支援に関すること。
- (7) 福祉サービスの質の向上に関すること。
- (8) 社会福祉団体その他の関係団体との連携に関すること。
- (9) その他前各号の目的を達成するために必要な事業。

2 前項の事業は千葉県において行うものとする。ただし、広域的に事業を行う必要の有る場合は、理事会の決議により千葉県外での活動を行うことができるものとする。

第2章 会 員

(種 別)

第5条 本会の会員は、次の3種とする。

- (1) 正会員 社会福祉士及び介護福祉士法（昭和62年法律第30号。以下「法」という。）第28条の規定により社会福祉士の登録を受けた者であって、千葉県内に住所又は勤務先を有し、本会の目的に賛同して入会した者
- (2) 準会員 次に掲げる者で、千葉県内に住所又は勤務先を有し、本会に所属することを希望する者
 - ア 社会福祉士養成施設又は大学の社会福祉士養成課程に在籍している者
 - イ 社会福祉士試験の受験資格を有する者
- (3) 賛助会員 本会の事業を賛助するため入会した個人又は団体

2 本会は、概ね正会員50人の中から1人の割合をもって選出される代議員をもって、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「法人法」という。）上の社員とする（端数の取扱いについては理事会で定める。）。

3 代議員を選出するため、正会員による代議員選挙を行う。代議員選挙を行うために必要な細則は理事会において定める。

4 代議員は、正会員の中から選ばれることを要する。正会員は、前項の代議員選挙に立候補することができる。

5 第3項の代議員選挙において、正会員は他の正会員と等しく代議員を選挙する権利を有する。理事又は理事会は、代議員を選出することはできない。

- 6 第3項の代議員選挙は、2年に1度、3月に実施することとし、代議員の任期は、選任の2年後に実施される代議員選挙終了の時までとする。ただし、代議員が総会決議取消しの訴え、解散の訴え、責任追及の訴え及び役員解任の訴え（法人法第266条第1項、第268条、第278条、第284条）を提起している場合（法人法第278条第1項に規定する訴えの提起の請求をしている場合を含む。）には、当該訴訟が終結するまでの間、当該代議員は社員たる地位を失わない（当該代議員は、役員を選任及び解任（法人法第63条及び第70条）並びに定款変更（法人法第146条）についての議決権を有しないこととする）。
- 7 代議員が欠けた場合又は代議員の員数を欠くこととなる時に備えて補欠の代議員を選挙することができる。補欠の代議員の任期は、任期の満了前に退任した代議員の任期の満了する時までとする。
- 8 補欠の代議員を選挙する場合には、次に掲げる事項も併せて決定しなければならない。
 - (1) 当該候補者が補欠の代議員である旨
 - (2) 当該候補者を1人又は2人以上の特定の代議員の補欠の代議員として選任するときは、その旨及び当該特定の代議員の氏名
 - (3) 同一の代議員（2人以上の代議員の補欠として選任した場合にあっては、当該2人以上の代議員）につき2人以上の補欠の代議員を選任するときは、当該補欠の代議員相互間の優先順位
- 9 第7項の補欠の代議員の選任に係る決議が効力を有する期間は、選任後最初に実施される第6項の代議員選挙終了の時までとする。
- 10 正会員は、法人法に規定された次に掲げる社員の権利を、代議員と同様に本会に対して行使することができる。
 - (1) 法人法第14条第2項の権利（定款の閲覧等）
 - (2) 法人法第32条第2項の権利（社員名簿の閲覧等）
 - (3) 法人法第57条第4項の権利（総会の議事録の閲覧等）
 - (4) 法人法第50条第6項の権利（社員の代理権証明書等の閲覧等）
 - (5) 法人法第51条第4項及び52条第5項の権利（議決権行使書面の閲覧等）
 - (6) 法人法第129条第3項の権利（計算書類等の閲覧等）
 - (7) 法人法第229条第2項の権利（清算法人の貸借対照表等の閲覧等）
 - (8) 法人法第246条第3項、第250条第3項及び第256条第3項の権利（合併契約等の閲覧等）

（入 会）

- 第6条 正会員、準会員及び賛助会員として入会しようとするものは、理事会の決議を経て会長（第12条第3項に規定する会長をいう。以下同じ。）が別に定める入会申込書を会長に提出し、総会が定める基準により、理事会の承認を得なければならない。
- 2 前項の承認を得たものは、総会において別に定める入会金を納入しなければならない。

（退 会）

- 第7条 会員は、退会しようとするときは、理事会の決議を経て会長が別に定める退会届を会長に提出しなければならない。

（会員の資格喪失）

- 第8条 会員が次のいずれかに該当する場合は、その資格を喪失する。
- (1) 退会したとき。
 - (2) 死亡したとき又は解散したとき。
 - (3) 正当な理由なく会費を2年以上滞納し、かつ、催告に応じないとき。
 - (4) 除名されたとき。

（除 名）

- 第9条 会員が、次のいずれかに該当するときは、総会において代議員の3分の2以上の決議により、これを除名することができる。
- (1) この定款その他の規則に違反したとき。

- (2) 本会の名誉をき損し、又は本会の目的に反する行為をしたとき。
 - (3) その他除名すべき正当な事由があるとき。
- 2 前項の規定により会員を除名しようとするときは、除名の決議を行う総会において、その会員に弁明の機会を与えなければならない。

(会 費)

- 第10条 正会員は、総会において別に定める会費を納入しなければならない。
- 2 準会員は、総会において別に定める準会費を納入しなければならない。
- 3 賛助会員は、総会において別に定める賛助会費を納入しなければならない。

(会費等の不返還)

- 第11条 既納の入会金、会費その他の拠出金は、返還しない。

第3章 役 員

(種別及び選任)

- 第12条 本会に、次の役員を置く。

- (1) 理 事 15人以上20人以内
 - (2) 監 事 2人
- 2 理事の内1名を会長とし、2名又は3名を副会長とする。
- 3 前項の会長をもって、法人法上の代表理事とする。
- 4 理事及び監事は、総会の決議により選任する。
- 5 会長は、理事会において選定する。
- 6 理事のうち、理事のいずれか1人及びその3親等内の親族その他特殊の関係(事実上の婚姻関係を含む)がある者の合計数が、選任された理事総数の3分の1を超えてはならない。
- 7 理事と監事は、相互に兼ねることができない。監事には、理事及び他の監事とその3親等内の親族その他特殊の関係がある者並びにこの法人の使用人が含まれてはならない。

(職 務)

- 第13条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。
- 2 会長は、法令及びこの定款で定めるところにより、本会を代表し、その業務を執行する。
- 3 会長は、3箇月に1回以上、自己の職務の執行状況を理事会に報告しなければならない。
- 4 監事は、次に掲げる職務を行い、法令で定めるところにより監査報告を作成する。なお、職務に際し必要のあるときは、理事及び第42条に定める事務局の職員に対して事業の報告を求め、調査することができる。
- (1) 財産及び会計を監査すること。
 - (2) 理事の職務執行状況を監査すること。
 - (3) 財産、会計及び業務の執行について、不正の事実を発見したときは、これを理事会に報告すること。
 - (4) 前号の報告をするため必要があるときは、理事会の招集を請求し、又は招集すること。

(任 期)

- 第14条 役員任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会終結の時までとし再任を妨げない。ただし、連続して4期を超えて役員に選任されることはできないものとする。
- 2 補欠として選任された理事又は監事若しくは増員により選任された理事の任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。
- 3 役員は、第12条に定める定数に足りなくなるときは、辞任し、又は任期が満了した場合においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(解 任)

- 第15条 役員が次のいずれかに該当するときは、総会において、代議員総数の3分の2以上の決議により解任することができる。
- (1) 心身の故障のため職務の執行に堪えないと認められるとき。

- (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があると認められるとき。
- 2 前項の規定により役員を解任しようとするときは、解任の決議を行う総会において、その役員に弁明の機会を与えなければならない。

(報酬等)

- 第16条 役員に対し、総会において別に定める基準に従って算定した額を、予算の範囲内で報酬等として支給することができる。
- 2 役員には活動に際し必要な費用を弁償することができる。
- 3 前各項に関し必要な事項は、総会の決議を経て、会長が定める。

(賠償責任の免除)

- 第17条 法人法第112条の規定に関わらず、同法第111条第1項の責任は、この定款に別に定める場合を除き、すべての正会員の同意がなければ、免除することができない。ただし、その職務を行うにつき善意でありかつ重大な過失がないときは、法人法第113条の規定に従い、監事の同意を得た上で次に掲げる事項を総会に開示し、総会の決議によりその賠償責任額から法令の定める最低責任限度額を控除した額を限度として免除することができる。
- (1) 責任の原因となった事実及び賠償の責任を負う額
- (2) 法人法第113条第1項の規定により免除することができる額の限度及びその算定の根拠
- (3) 責任を免除すべき理由及び免除額
- 2 本会は、理事会の決議によって、会員外役員等（法人法第115条第1項の外部役員等をいう。）の前項の賠償責任について、当該会員外役員が職務を行うにつき善意でありかつ重大な過失がないときは、賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、その契約に基づく賠償責任の限度額は、金10万円以上で当法人があらかじめ定めた額と法令の定める最低責任限度額とのいずれか高い額とする。

第4章 相談役

(相談役)

- 第18条 本会に、任意の機関として、相談役を置くことができる。
- 2 相談役は、本会の運営に関して必要な助言を行うことを職務とし、会長が本会の役員経験者のうちから委嘱する。
- 3 相談役は3人以内、任期は2年以内とし、再任を妨げない。
- 4 第16条の規定は、相談役にこれを準用する。

第5章 総会

(種別)

- 第19条 本会の総会は、定時総会と臨時総会の2種とする。
- 2 前項の総会をもって、法人法に規定する社員総会とする。

(構成)

- 第20条 総会は、すべての代議員をもって構成する。
- 2 代議員を除く正会員、準会員及び賛助会員は、総会に出席して意見を述べるることができる。

(権能)

- 第21条 総会は、次の事項について決議する。
- (1) 理事及び監事の選任又は解任
- (2) 計算書類（貸借対照表、損益計算書及び正味財産増減計算書）等の承認
- (3) 定款の変更
- (4) 会員の除名
- (5) 解散及び残余財産の処分
- (6) 理事会において総会に付すべき事項として決議された事項
- (7) その他総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開 催)

- 第22条 総会は、定時総会として毎事業年度6月に1回開催するほか、必要がある場合に開催する。
- 2 臨時総会は、この定款に別に定めるもののほか、次のいずれかに該当する場合に開催する。
- (1) 理事会が必要と認め、招集の請求をしたとき。
 - (2) 代議員総数の5分の1以上から会議の目的を記載した書面により、招集の請求があったとき。

(招 集)

- 第23条 総会は、この定款に別に定めるもののほか、会長が招集する。
- 2 会長は、前条第2項第2号の規定による請求があったときは、その日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。
- 3 総会を招集するときは、代議員に対し、会議の目的たる事項及びその内容並びに日時及び場所を記載した書面により、少なくとも総会の日の7日前までに通知しなければならない。

(議 長)

- 第24条 総会の議長は、会長又は会長の指名する理事がこれに当たる。

(定足数)

- 第25条 総会は、代議員総数の過半数の出席がなければ開会することができない。

(決議)

- 第26条 総会の決議は、この定款に別に定めるもののほか、代議員総数の過半数が出席し出席した代議員の過半数をもって行う。
- 2 理事及び監事の選任の決議を行うに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。なお、理事の選任候補者を議案として提出するにあたっては、全ての正会員から候補者を決定するための選挙を行うものとし、その手続きは総会において別に定める。
- 3 前2項の規定に関わらず、議案について特別の利害関係を有する代議員は、議決に関わる権利を有しない。

(書面議決等)

- 第27条 やむを得ない理由のために総会に出席できない代議員は、あらかじめ議案として通知された事項について、書面をもって議決権を行使することができる。この場合において、前2条及び次条第1項の規定の適用については、その代議員は、出席したものとみなす。
- 2 前条第3項の規定は、書面による議決権の行使にこれを準用する。

(議事録)

- 第28条 総会の議事については、法人法第57条その他法令に定めるところにより、議事録を作成しなければならない。
- 2 議長及び出席した理事は、前項の議事録に記名押印する。

第6章 理事会

(構 成)

- 第29条 本会に理事会を置く。
- 2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権 能)

- 第30条 理事会は、この定款に別に定めるもののほか、次の職務を行う。
- (1) 本会の業務執行の決定
 - (2) 理事の職務執行の監督
 - (3) 会長の選定及び解職

(開 催)

第31条 理事会は、次のいずれかに該当するときに開催する。

- (1) 会長が必要と認めたとき。
- (2) 理事から会議の目的である事項を記載した書面による招集の請求があったとき。
- (3) 第13条第4項第4号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

(招 集)

第32条 理事会は、この定款に別に定めるもののほか、会長が招集する。

- 2 会長は、前条第2号及び第3号に該当する場合は、その日から14日以内に理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するには、各理事及び各監事に対し、会議の目的たる事項及びその内容並びに日時及び場所を記載した文書をもって、少なくとも開催の日の7日前までに通知しなければならない。

(議 長)

第33条 理事会の議長は、会長がこれに当たる。

- 2 会長が欠席した場合は、会長の指名するものがこれに当たる。
- 3 会長が理事会の議長を指名できない場合は、理事会にて互選によりこれを決める。

(定足数等)

第34条 理事会には、第25条及び第26条の規定を準用する。この場合において、これらの規定中「総会」とあるのは「理事会」と、「代議員」とあるのは「理事」と読み替えるものとする。

- 2 前項の規定に関わらず、法人法第96条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第35条 理事会の議事については、法令の定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 代表理事及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

第7章 資産及び会計

(事業年度)

第36条 本会の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び予算)

第36条 本会の事業計画及びこれに伴う収支予算に関する書類は、毎事業年度の開始の日の前日までに会長が作成し、理事会の決議を経て、総会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も同様とする。

- 2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置くものとする。

(事業報告及び決算)

第37条 本会の事業報告及び決算は、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 損益計算書（正味財産増減計算書）
- (5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書

- 2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号及び第4号の書類については定時総会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については承認を受けなければならない。
- 3 第1項の書類の他、次の書類を主たる事務所に5年間備え置くものとする。

- (1) 監査報告
- (2) 定款
- (3) 会員名簿

(剰余金の分配の禁止)

第38条 本会は、剰余金を分配することができない。

第8章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第39条 この定款は、総会において代議員総数の3分の2以上の決議によって変更することができる。

(解散)

第40条 本会は、総会における代議員総数の3分の2以上の決議その他法令で定められた事由により解散する。

(残余財産の処分)

第41条 本会が解散のときに有する残余財産は、総会において代議員総数の3分の2以上の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第9章 公告の方法

(公告の方法)

第42条 本会の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

第10章 事務局

(設置等)

第43条 本会の事務を処理するため、事務局を設置する。

2 事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。

3 事務局長及び職員は、会長が任免する。

4 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、総会の決議を経て、会長が定める。

第11章 雑則

(委任)

第44条 この定款に定めるもののほか、本会の運営に関し必要な事項は、理事会の決議を経て、会長が定める。

附則

1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める一般法人の設立の登記の日から施行する。

2 この法人の最初の会長は神山裕也とする。

3 第14条の規定に関わらず、設立当初の役員の任期は平成26年度定時総会の終結の時までとする。

4 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と一般法人の設立の登記を行ったときは、第36条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。

附則

1 この定款は、平成27年4月1日から施行する。